

学内研究費等予算 発注・検収サブマニュアル

2018/05/10

このサブマニュアルは、発注・検収 MANUAL(教員用) II 学内研究費等予算 を補完するものです。随時更新していきますので、ご覧下さい。

Q1.課程費で購入した物品は発注・検収課の検収対象ですか。

A1.検収対象です。

Q2.実験用動物など、発注・検収課員が納品に立ち会うのが困難な場合は、検収対象となりますか。

A2.1回の納品が3万円以上の物品である場合は、原則通り検収対象になりますが、実見不可能な物の検収には理由書及び写真が必要となります。納品書、理由書および写真をもって検収を受けてください。理由書には「無菌状態である必要がある実験用動物なので、納品と同時に飼育室に入れる必要があるため、検収が困難です。」など、納品時の検収が困難である理由をお書きください。

Q3.納品物が複数あり、それらを合算した請求書の請求金額が3万円以上で、納品日と納品書が別々である場合は、発注・検収課の検収対象となりますか。

A3.原則、検収対象ではありません。あくまでも「1回の検収の合計金額が3万円以上の場合」のみ発注・検収課での検収が必要なので、納品日が違えば検収は不要です。

ただし、同一業者が同一日で複数回納品して総額3万円以上の場合は検査することがあります。

Q4.薬品は発注・検収課の発注対象ですか。

A4.原則、発注対象です。ただし、専門性が高いなど、発注・検収課での発注が困難である場合は、教員による直接発注が認められます。その際、発注・検収依頼書に理由書と金額の分かる書類(見積書やカタログ等)を添えて、発注・検収課にご依頼ください。

Q5.薬品は発注・検収課の検収対象ですか。

A5.原則、検収対象です。

学内研究費等予算 発注・検収サブマニュアル

2018/05/10

Q6.切手やレターパックは発注・検収課の検収対象ですか。

A6.切手やレターパックは、通信運搬費からの支出となるため、検収対象外です。
ただし、封筒は検収対象になります。

Q7.年間購読料が税込 3 万円以上の雑誌等は発注・検収課の検収対象となりますか。

A7.1 回の納品が合計で税込 3 万円未満となる場合は検収対象外です。

例えば、年間購読料が税込 3 万円で、年間 12 回発行される雑誌の場合、1 回の納品金額は 2500 円(30,000 円÷12 回)となり、税込 3 万円に満たないので、発注・検収課の検収は必要ありません。

Q8.「導入教育」や「フレッシュマンセミナー」で使用する物品等は発注・検収課の発注・検収の対象となりますか。

A8.学生支援センター／学務部の予算として措置されている「導入教育」や「フレッシュマンセミナー」に係わるものは、発注・検収課の発注・検収の対象外です。

パソコンにインストールするソフト等を購入した場合

Q9.パソコンにインストールしたソフトは、どのように検収するのですか。

A9.DVD 等、有体物があれば、それと納品書で検収します。

ダウンロード形式や使用ライセンスの購入等、インストールしたソフトが無体物である場合は、納品書と発注・検収課員によるソフトの起動画面の目視または当該ソフトがインストールされたと証明できる物(ソフトの起動画面のハードコピー、ソフトの注文確定画面を印刷した物)をもって検収します。

インターネット上で物品を購入した場合

Q10.Amazon 等インターネット上で購入した物品は発注・検収課の検収対象となりますか。

A10.納品書が同梱されている場合と同梱されていない場合で異なります。

納品書が同梱されている場合

Web 上からプリントアウトした領収書または購入明細書に記載された支払い情報の「ご請求額」が 3 万円未満の場合は、発注・検収課の検収は必要ありません。

ただし、領収書または購入明細書に記載された支払い情報の「ご請求額」が 3 万円以上の場合は、発注・検収課の検収を受けてください。

納品書が同梱されていない場合

コンビニ決済・銀行振込・代金引換で購入し、Web 上からプリントアウトした購入明細書に記載された支払い情報の「ご請求額」が 3 万円未満の場合は、発注・検収課の検収は必要ありません。ただし、購入明細書に記載された支払い情報の「ご請求額」が 3 万円以上の場合は、発注・検収課の検収を受けてください。

クレジットカードで購入した場合等、Web 上でのみ発行される領収書を支払いのための証憑類とする場合は、領収書に記載された支払い情報の「ご請求額」の多寡に関わらず、発注・検収課の検収が必要となります。

※ ただし、配送先を学園外としたときは、納品書が同梱されているか否かに関わらず、全て発注・検収課の検収が必要となります。